ホームページ公開用

令和2年第3回

臨 時 会 議 事 録

開会:令和2年12月24日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第3回臨時会議事録

- 1. 令和2年12月24日(木) 午後4時00分
- 1. 館山市コミュニティセンター 1階第1集会室
- 1. 出席議員 8名

 1番 石 井 信 重
 2番 榎 本 祐 三

 3番 平 松 健 治
 4番 庄 司 朋 代

 5番 青 木 正 孝
 6番 飯 田 彰 一

 7番 青 木 悦 子
 8番 小藤田 一 幸

- 1. 欠席議員 なし
- 1. 出席説明員

理 事 長 金丸謙一 副 理 事 長 亀 田 郁 夫 理 事 石 井 裕 理 事 白 石 治 和 会 計 管 理 者 杉田和義 防 佐 久 間 初 日 消 長 消防本部次長 弘 里 見 成 司 根本 消防本部総務課長 笹 子 幸 男 消防本部予防課長 消防本部警防課長 松下 茂 消防本部総務課長補佐 須藤和英 事 務 局 繁田正彦 事務局主幹兼企画事業 事務局庶務係長 平 松 哲 森 正 治 也 係長事務取扱

1. 出席事務局職員

議会書記長鈴木一範書記佐野葉子

1. 議事日程

令和2年12月24日 午後4時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

日程第4 議案第16号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定につい て

日程第5 議案第17号 粗大ごみ処理施設の運営費に係る関係市町負担金

の負担割合の一部を改正する議決について 日程第6 議案第18号 令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会 計補正予算(第2号)

閉会 午後4時30分

開会宣言

本日は、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は議員全員の出席をいただいております。よって、令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第3回臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。ただちに会議を開きます。

日程の決定

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議案の配布

議案の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

本臨時会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求 に対して、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願いま す。

諸般の報告

この際、諸般の報告を行います。監査委員から「令和2年度一般会計の 9月から11月分に関する出納検査結果」、並びに「監査結果」の報告が されております。

お手元に配布の書類により、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。1番議員、石井信重君。 石井信重君

はい。

議長(青木正孝君)

4番議員、庄司朋代君。

庄司朋代君

はい。

議長 (青木正孝君)

以上、2名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日と決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

この際、本臨時会の招集につき、提案理由の説明を求めます。理事長。 理事長(金丸謙一君)

はい、理事長。本日ここに、令和2年組合議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、極めてご多用の折りにもかかわらず、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会におきましてご審議をお願いいたします案件は、条例議案 2件、一般議案1件、補正予算議案1件の、あわせて4件です。その概要に つきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、人事院規則の改正により、特殊勤務手当として 「防疫等作業手当」を支給しようとするものです。

次に、議案第16号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、国からの通知により、急速充電設備の全出力の上限が拡大されたことに伴い、所要の改正をするものです。

次に、議案第17号「粗大ごみ処理施設の運営費に係る関係市町負担金の 負担割合の一部を改正する議決について」ですが、令和3年度の市町負担金 の負担割合について、均等割をなくし搬入量割のみで算定しようとするもの です。

次に、議案第18号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)」ですが、歳入歳出それぞれ384万4千円を追加し、補正後の総額を38億9,202万8千円にしようとするものです。歳出の主な内容は、新事務所への移転に係る経費の追加、及び安房郡市消防本部・

館山消防署の進入路について設計業務委託を行おうとするものです。この他 に、繰越明許費の追加、及び債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上で、私の挨拶並びに提案理由の説明といたします。よろしくご審議い ただきますようお願い申し上げます。

議長 (青木正孝君)

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

日程第3、議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (繁田正彦君)

はい、事務局長。議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。資料は、白の表紙で1番と記載のあります資料「議案」の1ページ、それと黄色い表紙で2番と記載のあります「議案説明資料」の1ページをご覧ください。

本議案は、人事院規則の改正により、国における新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、特例として防疫等作業手当を支給するとされたことを踏まえまして、当組合においても、救急搬送業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当として防疫等作業手当を支給しようとするものでございます。

その内容でございますが、新型コロナウイルス感染症から生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対しては1日当たり3千円を、患者の身体に接触して、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した職員に対しては1日当たり4千円を、それぞれ支給するものでございます。

なお、適用日につきましては、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症 として定める等の政令」の施行日に合わせ、令和2年2月1日に遡ることと しております。説明は、以上でございます。

議長 (青木正孝君)

はい、ご苦労さまです。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により発言は1件に付き一人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。

質疑のある方は発言願います。

榎本祐三君

はい。

議長(青木正孝君)

はい、榎本君。

榎本祐三君

今、局長の方から説明がありましたけれども、安房広域の職員が可能性と してこの当該作業に従事するということはあるのですか。

事務局長 (繁田正彦君)

はい、事務局長。

議長 (青木正孝君)

事務局長。

事務局長 (繁田正彦君)

具体的な該当する業務ですけれども、いわゆる救急隊が行う搬送作業がまずこの表の下の方の4千円に該当することとして運用します。

それから救急隊以外、いわゆる消防隊の方はやはり救急隊の支援に当たるような作業をPA連携とか言いますけれども、そういった作業の中で従事した場合は、上の方の手当に該当するということで支給いたします。以上です。

榎本祐三君

はい。

議長 (青木正孝君)

榎本君。

榎本祐三君

わかりました。ありがとうございました。私、ちょっと消防のこと、救急 車のことを失念していましたものですから、ありがとうございました。終わ ります。

議長(青木正孝君)

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

これより採決をいたします。議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定い

たしました。

日程第4 議案第16号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定に ついて

日程第4、議案第16号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。消防長。

消防長(佐久間初日君)

はい、消防長。議案第16号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。議案は白色の表紙1番の「第3回臨時会議案」の2ページから3ページとなります。また、黄色の表紙2番の「議案説明資料」の2ページから5ページを併せてご覧ください。

この条例の一部改正につきましては、国からの通知に基づき、急速充電設備の全出力の上限が50キロワットから200キロワットまで拡大し、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

主だった改正内容としましては、急速充電設備の全出力が拡大されたことにより、新たに必要とされる安全対策として、コネクター、充電用ケーブル等の基準が追加され、設備出力が50キロワットを超えるものは、届け出が必要になったものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

議長 (青木正孝君)

ご苦労さまです。内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第16号「火災予防条例の一部を改正する 条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第17号 粗大ごみ処理施設の運営費に係る関係市町負担金の負担割合の一部を改正する議決について

日程第5、議案第17号「粗大ごみ処理施設の運営費に係る関係市町負担 金の負担割合の一部を改正する議決について」を議題といたします。内容の 説明を求めます。事務局長。

事務局長 (繁田正彦君)

はい、事務局長。議案第17号「粗大ごみ処理施設の運営費に係る関係市町負担金の負担割合の一部を改正する議決について」をご説明いたします。 資料は、白い表紙の1番「議案」の4ページ、黄色い表紙の2番「議案説明 資料」の6ページになります。

内容でございますが、粗大ごみ処理施設の運営費に係る関係市町負担金の 負担割合について、現行「均等割100分の10、搬入量割100分の9 0」となっておりますものを、令和3年度については、搬入量割のみに改め ようとするものでございます。

改正する理由でございますが、平成31年3月の組合理事会で、粗大ごみ 処理施設の管理運営は、今後、共同処理事務から除くこととし、現在の施設 については、解体するか、または館山市へ譲渡するとされたところです。そ のため、平成31年4月以降、施設を譲り受けるかどうか、館山市と協議し ておりますが、まだ回答が得られていない状況にあります。

そうした中、本年10月に開催した3市1町環境担当課長会議では、粗大 ごみ処理施設の管理運営を共同処理事務から除くという組合の方針を受け、 早々に組合施設への粗大ごみの搬入を止めた市町から、「施設を全く利用し ていない状況にあって、今後も施設の管理運営費に係る負担金の支払いを続 けることはできない」というご意見がありました。

こうした意見を踏まえまして、令和3年度における負担金の負担割合を、 搬入量割のみにすることで、組合施設への搬入を取り止めた市町については、 管理運営費に係る負担金をなくそうとするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長 (青木正孝君)

ご苦労さまです。説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑 のある方はご発言願います。

庄司朋代君

はい。

議長(青木正孝君)

はい、庄司朋代君。

庄司朋代君

2点お伺いしたいと思います。ただ今の説明によりまして、館山市さんへ お尋ねした件が、現在、回答がまだ得られていないということです。今後、 回答の見込みといいましょうか、どんな日程になっているのか、それをお尋 ねしたいのがひとつ。

もう1点、非常に老朽化をしている施設でございます。故障とか修繕の心 配が全くないのかどうかお尋ねいたします。

事務局長 (繁田正彦君)

はい、事務局長。

議長(青木正孝君)

事務局長。

事務局長 (繁田正彦君)

1点目の回答の見込みの時期ですけれども、今年10月の担当課長会議の ときにも改めて聞きましたが、まだはっきりいつまでにはできるというよう なことも回答がいただけていない状況です。

それから2番目の修繕費の関係ですが、これは毎年、いわゆる定期修繕というのは実施してございます。あと、もともと毎年やらなければいけないような破砕機の部品ですとか、そういった部分ですけれども、それ以外に数年に一回行うような大きな修繕については、現状、極めて抑えているという状況でございます。以上です。

議長(青木正孝君)

庄司朋代君。

庄司朋代君

ありがとうございました。1点目の回答がまだ得られていない件に関しま しては、こちらに理事もいらっしゃいますけれども、早急にお話をまとめて いただければなあというふうに思います。

そしてもう1点の方ですけれども、そうしますと、もし大規模な修繕が必要になった場合、運営費というのもこの割合で言いますと実際に負担されておられるのが大部分の館山市さんと若干の鴨川市という構図になっております。それも、その構図のままでいくのかということだけを確認したいと思います。

議長 (青木正孝君)

はい、事務局長。

事務局長 (繁田正彦君)

3年度に大きな予定していない修繕が発生した場合は、その金額にもよりますけれども、直すのかどうかというのをまず検討しなければいけないとこ

ろだと思います。結果的には、修繕費についても管理運営費に入りますので、 最終的に直すということになれば館山市と鴨川市で、それぞれ負担割合に応 じて、負担していただくということになろうかと思います。以上です。

議長 (青木正孝君)

他にございませんか。

ここで、この議案に対する賛成者の発言申し出がありましたので、賛成者 の発言を許します。はい、榎本議員。

榎本祐三君

ごみを搬入していない構成市町が経費を負担するというのは、やっぱり公平性に欠けますので、今回、このようにいわゆる均等割をなくして、搬入量割とするということは、私は適切であると思いますし、大いに賛成いたします。

ただし、今、庄司議員からご質問がありましたようにですね、機器そのものが老朽化しているという部分もありまして、館山市は一生懸命どうするかということで検討しているんだと思いますけれども、そんな長い期間回答は出せない、ということはできないだろうと思いますので。

仮に館山市が、館山市として受け入れるということになればですね、いただきたいということになれば、後は直そうが何しようが館山市がやることでしょうけれども、やはりこれは直してもすぐ壊れてしまうのでもう解体したいということになると、これは広域全体で考える必要があるのではないかなと思いますので、その時はまた理事会の方でもご審議いただきたいなと思っております。以上です。

議長(青木正孝君)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

では、本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第17号「粗大ごみ処理施設の運営費に 係る関係市町負担金の負担割合の一部を改正する議決について」、原案のと おり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第18号 令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一

般会計補正予算(第2号)

日程第6、議案第18号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般 会計補正予算(第2号)」を議題といたします。内容の説明を求めます。事 務局長。

事務局長 (繁田正彦君)

はい、事務局長。議案第18号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)」をご説明いたします。資料は、白い表紙の1番「議案」の5ページから11ページ、それと黄色い表紙の2番「議案説明資料」の7ページ、8ページになります。

はじめに、白い表紙の1番「議案」の5ページをご覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ384万4千円を増額し、総額を38億9,202万8千円としようとするものでございます。また、併せて、繰越明許費の補正、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

次に、黄色い表紙の2番「議案説明資料」の7ページ、補正予算主要事業説明書をご覧ください。歳出予算の補正の内容でございますが、第2款総務費につきましては、10月の全員協議会でご報告いたしました組合事務所の移転に要する電話回線の敷設費用、ネットワーク機器等の移設・設定に要する費用及びトラックの借上げ費用として、合計50万円の増額をお願いするものでございます。

また、第5款消防費につきましては、こちらも10月の全員協議会でご報告いたしました消防本部・館山消防署合同庁舎の出入口の変更に向け、用地測量を含む実施設計委託料として334万4千円の増額をお願いするものでございます。

改めてご説明いたしますと、7ページの下の図でお示ししてありますとおり、現在の消防本部・館山消防署合同庁舎の出入口は、オレンジ色で表示した国道128号に接する部分となっております。今回、館山警察署の旧安房南高校跡地への移転に合わせ、北側に赤い線で表示したような国道127号と交差する市道が新設整備されますことから、この市道側に消防本部・館山消防署合同庁舎の出入口を設け、黄色で表示したルートを確保しようとするものでございます。

工事を予定しておりますところは、館山消防署と記載のある青い枠の右側に、薄い青の斜線で表示してある部分で、現在は仮設の訓練塔を設置しておりますが、ここに敷地を延長するような整備を行いたいと考えております。なお、これら歳出予算の増額に対する財源としては、前年度繰越金を充てることとしております。

次に、繰越明許費の補正について、ご説明いたします。資料は、白い表紙、 1番の7ページ、黄色い表紙、2番の8ページをご覧ください。内容でございますが、ただ今ご説明いたしました消防本部・館山消防署合同庁舎の出入口変更のための実施設計業務につきましては、今年度末までに完了できない見込みでありますことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為の設定について、ご説明いたします。資料は、議案及び説明資料とも、同じページでございます。記載の「例規内容整備等業務」外14件につきましては、いずれも令和3年度当初から業務を実施する必要があり、今年度中に契約手続きを行うため、債務負担行為をすることができるものとして定めようとするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長 (青木正孝君)

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

質疑がないようですので、質疑は以上で終結いたします。

本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第18号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

閉会宣言

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和 2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第3回臨時会を閉会いたします。ご 苦労さまでした。

午後4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

安房郡市広域市町村圏事務組合

議会議長

議会議員

議会議員